（別紙３）

令和　　　年　　　月　　　日

受託資格に係る宣誓書

山梨県知事　殿

所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　代表者・氏名　　　　　　　　　　　　　印

　令和６年度電話詐欺等消費者被害防止講座事業の受託に当たり、下記の全ての条件に該当し、受託資格を有していることを宣誓します。

　なお、２及び３に関して県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

１　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者ではありません。

２　自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。

（１）　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

（４）　暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（５）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

３　２の（２）から（６）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人ではありません。

４　「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成２３年４月１日）」や「山梨県物品購入

等契約に係る指名停止等措置要領（平成１０年４月１日）」による指名停止措置期間中の者ではあり

ません。

５　政治団体（政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定するもの）に該当する団体ではありません。

６　宗教団体（宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第２条の規定によるもの）に該当する団体ではありません。